

4月は「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」です

◆『AV出演強要』ってなに？

「アイドルになりませんか」等と声をかけられてスカウトされた若年女性が、契約後に、AV（アダルトビデオ）に出演させられるとわかり断ろうとしたところ、「違約金を払え」「親や学校にばらす」等と脅されて、本人の意に反してAV出演を強要されるというものです。

一度出演すると抜け出すことが困難であり、映像を繰り返し使用・流通されることによる二次被害に悩んだり、家族や友人、職場などに知られないかとおびえ続けることになるなど、身体的・精神的に大きなダメージを受ける被害が発生しています。

◆『JKビジネス』ってなに？

女子高校生などが男性客の求めに応じて、さまざまなサービスを提供するものです。大都市を中心に、「JKお散歩」「JKリフレ」などさまざまな形態で出現しています。

『JKビジネス』は、短期間に手軽に大金を稼ぐことができるアルバイトのように見えますが、強制わいせつや児童買春などの性的被害、個人情報の流出、ストーカー被害など、心身に深刻なダメージを受ける被害が発生しています。

～被害やトラブルに遭ってしまったことはあなたの責任ではありません～

ひとりで解決することはとても難しい問題です。あなたやあなたの周りの大切な人が被害やトラブルに遭ってしまったら、身体と心を守るためにも、ひとりで悩まずすぐに相談窓口へ相談してください。

消費者庁と国民生活センターが作成した啓発チラシ

タレント・モデル契約のトラブルに注意!!
10代・20代の女性を中心に、タレント・モデル契約関連の様々なトラブルが発生しています。

ケース1
インターネットで書けた経歴が実際のプロフィールと異なる。契約前と異なる場合、契約スタートに備えるための高額な入学金や手数料を請求される。

ケース2
モデル事務所のプロフィールページにあった「撮影モデル、学生誌の撮影モデルで撮影が求められる」との募集内容で募集されたら、アダルトDVDへの出演を強要される。

契約中のスカウトに注意。スマートフォンで撮影して貰ったプロフィール写真、SNSに載せたプロフィール写真が盗用され、SNSに載せた写真など、自ら撮影したことをきっかけとして、トラブルに巻き込まれることがあります。

注意1 その場での契約は避けましょう

注意2 活動内容・費用を確認し、家族に相談するなどして冷静に判断しましょう

困ったら、一人で悩まずに
タレント・モデル契約関連のトラブルに関するご相談
消費者ホットライン「188」番
アダルトビデオなどへの出演の強要に関するご相談
警察相談専用電話「#9110」番
女性の人権ホットライン「0570-070-810」

消費者庁 国民生活センター

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/pdf/tm_keiyaku.pdf

◆AV出演強要・『JKビジネス』に関する各種トラブル相談窓口

警察相談専用電話 #9110

※発信場所を管轄する都道府県警察の本部の相談窓口につながります

◆性犯罪・性暴力被害相談窓口

性犯罪被害相談電話 #8103

※発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります

◆性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」

028-678-8200

(平日9:00～17:30、土曜日9:00～12:30)

※緊急医療受付は22:00まで

◆法的トラブル相談窓口

日本司法支援センター（法テラス）

0570-078374

(平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00)

◆性的画像を含むインターネット上の問題相談窓口

女性の人権ホットライン（法務局）

0570-070-810

(平日8:30～17:15)

被害事例や相談窓口などを紹介する内閣府男女共同参画局作成啓発サイト

「その契約、大丈夫？」
～知っていますか？ AV出演強要問題～

「そのアルバイト、大丈夫？」
～知っていますか？ 『JKビジネス』問題～



http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.hti

問生活環境課 ☎(57) 4132